

高槻市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に基づき介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2及び高槻市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第11条第2項に規定する、指定事業者による第1号事業に要する費用について市長が定める額（以下「第1号事業支給費」という。）及び割合（以下「第1号支給費割合」という。）を定めるものとする。

(第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額)

第2条 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第1に定める単位数に第4条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(第1号介護予防支援事業に要する費用の額)

第3条 第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表第2に定める単位数に第4条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(1単位の単価)

第4条 第2条及び前条に定めるサービス区分の1単位の単価は、それぞれ次に掲げる額とする。

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 第1号訪問事業 | 10.84円 |
| (2) 第1号通所事業 | 10.54円 |
| (3) 第1号介護予防支援事業 | 10.84円 |

(端数処理)

第5条 費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費割合)

第6条 第1号事業支給費は、それぞれ次に掲げる割合及び支給額とする。

- | | | |
|------------------------|----------------|-----------|
| (1) 第1号訪問事業 | 介護予防訪問サービス事業費 | 100分の90 |
| | 共生型訪問サービス事業費 | 100分の90 |
| | 生活援助訪問サービス事業費 | 1,230円/回 |
| (別表第1第1項第3号ハの適用を受ける場合) | | 2,164円/回) |
| (2) 第1号通所事業 | 介護予防通所サービス事業費 | 100分の90 |
| | 共生型通所サービス事業費 | 100分の90 |
| | 短時間通所サービス事業費 | 100分の90 |
| (3) 第1号介護予防支援事業 | 介護予防ケアマネジメントA費 | 100分の100 |

2 一定以上の所得を有する居宅要支援被保険者等に係る前項第1号及び第2号の第1号事業支給費割合は法の例によるものとし、生活援助訪問サービス事業費の支給額については、第1号事業支給費割合が100分の80の居宅要支援被保険者等にあつては「1,230円/回」とあるのは「1,130円/回」とし、「2,164円/回」とあるのは「1,984円/回」とする。また、第1号事業支給費割合が100分の70の居宅要支援被保険者等にあつては「1,230円/回」とあるのは「980円/回」とし、「2,164円/回」とあるのは「1,714円/回」とする。

3 実施要綱第14条に規定する第1号事業支給費の額の特例を決定された者の内、支給の特例の割合が「100

分の95」とされた居宅要支援被保険者等に係る生活援助訪問サービス事業費の支給額については、「1,230円/回」とあるのは「1,360円/回」とし、初回加算を算定した場合は「2,164円/回」とあるのは「2,389円/回」とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日から令和3年9月30日までの間は、別表第1の1(1)イからへまで、1(2)イからハまで、2(1)イからハまで及び2(2)イからハまで、別表第2の1(1)イについて、それぞれの所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

第1号訪問事業及び第1号通所事業支給費単位表

1 第1号訪問事業費

(1) 介護予防訪問サービス事業費

| | | |
|---|---|------------|
| イ | 介護予防訪問サービス費Ⅰ (週1回程度) (1月につき) | 1,176 単位/月 |
| ロ | 介護予防訪問サービス費Ⅱ (週2回程度) (1月につき) | 2,349 単位/月 |
| ハ | 介護予防訪問サービス費Ⅲ (週2回を超える程度) (1月につき) | 3,727 単位/月 |
| ニ | 介護予防訪問サービス費Ⅳ (週1回程度: 1~4回以内/月) (1回につき) | 268 単位/回 |
| ホ | 介護予防訪問サービス費Ⅴ (週2回程度: 5~8回以内/月) (1回につき) | 272 単位/回 |
| ヘ | 介護予防訪問サービス費Ⅵ (週2回を超える程度: 9~12回以内/月) (1回につき) | 287 単位/回 |

注1 イからハについては、利用者に対して、指定介護予防訪問サービス事業所(高槻市指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱(以下「基準要綱」という。))第6条第1項に規定する介護予防訪問サービス事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下「介護予防訪問サービス事業費」において同じ。)が指定介護予防訪問サービス(基準要綱第5条に規定する指定介護予防訪問サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- (一) 介護予防訪問サービス費Ⅰ 介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び省令第140条の62の5第3項に規定する計画をいう。以下同じ。)において1週に1回程度の指定介護予防訪問サービスが必要とされた者
- (二) 介護予防訪問サービス費Ⅱ 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定介護予防訪問サービスが必要とされた者
- (三) 介護予防訪問サービス費Ⅲ 介護予防サービス計画において1週に2回を超える程度の指定介護予防訪問サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。))第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。)

注2 ニからヘについては、月の途中において、指定生活援助訪問サービス(基準要綱第11条に規定する指定生活援助訪問サービスをいう。以下同じ。)の利用者が、心身状態の変化等により急遽指定介護予防訪問サービスを利用することとなった場合等において、利用者に対して、指定介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、指定介護予防訪問サービスを行った場合に、1週当たりのサービス提供回数に応じて、1回につき所定単位数を算定する。ただし、1週当たりのサービス提供回数は、指定生活援助訪問サービスと合わせて当該利用者の本来算定すべきイからハのいずれかの1週当たりのサービス提供回数を超えてはならないものとする。

注3 指定介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は指定介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号にて厚生労働大臣が定める地域をいう。）に所在する指定介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号一にて厚生労働大臣が定める地域をいう。）に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である指定介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 指定介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号二にて厚生労働大臣が定める地域をいう。）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（基準要綱第8条の19第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第230条第1項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第43条に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）を受けている間は、介護予防訪問サービス事業費は、算定しない。

注8 利用者が一の指定介護予防訪問サービス事業所において指定介護予防訪問サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問サービス事業所以外の指定介護予防訪問サービス事業所が指定介護予防訪問サービスを行った場合に、介護予防訪問サービス事業費は、算定しない。

注9 省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修過程を修了した者が提供する介護予防訪問サービスについては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表1ロに規定する生活援助に該当する介護予防訪問サービスを提供した場合に所定の単位数を算定する。

ト 初回加算

200 単位

注1 指定介護予防訪問サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画（基準要綱第9条の2第1項第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下、介護予防訪問サービス事業費において同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定介護予防訪問サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問サービスを行った場合又は当該指定介護予防訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定介護予防訪問サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

チ 生活機能向上連携加算

- (一) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位
- (二) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位

注 1 (一) について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第 79 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第 117 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく指定介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注 2 (二) について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第 78 条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第 116 条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく指定介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問サービスが行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(一) を算定している場合は、算定しない。

リ 介護職員処遇改善加算

注 1 厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「大臣基準告示」という。）第 4 号に相当する介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算 (I) イからチまでにより算定した単位数の 1000 分の 137 に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算 (II) イからチまでにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算 (III) イからチまでにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (三)により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算 (V) (三)により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注1 大臣基準告示第4号の2に相当する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからチまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからチまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ル 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、イからチまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(2) 共生型訪問サービス事業費

イ 共生型訪問サービス費Ⅰ（週1回程度）（1月につき）

- (一) 共生型訪問サービス費Ⅰ/2 823 単位/月
- (二) 共生型訪問サービス費Ⅰ/3 1,094 単位/月

ロ 共生型訪問サービス費Ⅱ（週2回程度）（1月につき）

- (一) 共生型訪問サービス費Ⅱ/2 1,644 単位/月
- (二) 共生型訪問サービス費Ⅱ/3 2,185 単位/月

ハ 共生型訪問サービス費Ⅲ（週2回を超える程度）（1月につき）

- (一) 共生型訪問サービス費Ⅲ/2 2,609 単位/月
- (二) 共生型訪問サービス費Ⅲ/3 3,466 単位/月

注1 イからハについては、利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。注10において「居宅介護従業者基準」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定共生型訪問サービス（基準要綱第10条の2に規定する指定共生型訪問サービスをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、65歳に達した日の前日において、当該指定共生型訪問サービス事業所（指定共生型訪問サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において事業を行う事業者が指定居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。以下、共生型訪問サービス事業費において同じ。）に対して、指定共生型訪問サービス事業所の訪問介護員（指定障害福祉サービス等基準第5条第1

項に規定する従業者をいう。以下共生型訪問サービス事業費において同じ。)が指定共生型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。

- (一) 共生型訪問サービス費Ⅰ/2 介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定共生型訪問サービスが必要とされた者であって、共生型訪問サービスの事業を行う指定居宅介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業を行う事業所(以下この注において「共生型訪問サービスを行う指定居宅介護事業所」という。)において、居宅介護従業者基準第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第21号までに規定する者が共生型訪問サービスを行った場合。
- (二) 共生型訪問サービス費Ⅰ/3 介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定共生型訪問サービスが必要とされた者であって、共生型訪問サービスを行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型訪問サービスを行った場合又は、共生型訪問サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問サービスを行った場合。
- (三) 共生型訪問サービス費Ⅱ/2 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定共生型訪問サービスが必要とされた者であって、共生型訪問サービスの事業を行う指定居宅介護事業者において、居宅介護従業者基準第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第21号までに規定する者が共生型訪問サービスを行った場合。
- (四) 共生型訪問サービス費Ⅱ/3 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定共生型訪問サービスが必要とされた者であって、共生型訪問サービスを行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型訪問サービスを行った場合又は、共生型訪問サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問サービスを行った場合。
- (五) 共生型訪問サービス費Ⅲ/2 介護予防サービス計画において1週に2回を超える程度の指定共生型訪問サービスが必要とされた者であって、共生型訪問サービスの事業を行う指定居宅介護事業者において、居宅介護従業者基準第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第21号までに規定する者が共生型訪問サービスを行った場合。
- (六) 共生型訪問サービス費Ⅲ/3 介護予防サービス計画において1週に2回を超える程度の指定共生型訪問サービスが必要とされた者であって、共生型訪問サービスを行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型訪問サービスを行った場合又は、共生型訪問サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問サービスを行った場合。

注2 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、共生型訪問サービス事業費は、算定しない。

注3 利用者が一の指定共生型訪問サービス事業所において指定共生型訪問サービスを受けている間は、当該指定共生型訪問サービス事業所以外の指定共生型訪問サービス事業所が指定共生型訪問サービスを行った場合に、共生型訪問サービス事業費は、算定しない。

二 初回加算

200単位

注1 指定共生型訪問サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画(基準要綱第10条の3に規定する訪問型サービス計画をいう。以下、共生型訪問サービス事業費において同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(指定障害福祉サービス等基準第5条第2項に規定す

るサービス提供責任者をいう。以下、共生型訪問サービス事業費において同じ。)が初回若しくは初回の指定共生型訪問サービスを行った日の属する月に指定共生型訪問サービスを行った場合又は当該指定共生型訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定共生型訪問サービスを行った日の属する月に指定共生型訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ 生活機能向上連携加算

- | | |
|---------------------|--------|
| (一) 生活機能向上連携加算 (I) | 100 単位 |
| (二) 生活機能向上連携加算 (II) | 200 単位 |

注 1 (一) について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく指定共生型訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定共生型訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注 2 (二) について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく指定共生型訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定共生型訪問サービスが行われた日の属する月以降 3 月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(一) を算定している場合は、算定しない。

ヘ 介護職員処遇改善加算

注 1 大臣基準告示第 4 号に相当する介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共生型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定共生型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------------|--|
| (一) 介護職員処遇改善加算 (I) | イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 137 に相当する単位数 |
| (二) 介護職員処遇改善加算 (II) | イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数 |
| (三) 介護職員処遇改善加算 (III) | イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数 |
| (四) 介護職員処遇改善加算 (IV) | (三)により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数 |
| (五) 介護職員処遇改善加算 (V) | (三)により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数 |

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 1 大臣基準告示第 4 号の 2 に相当する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共生型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定共生型訪問サービスを行っ

た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 42 に相当する単位数

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(3) 生活援助訪問サービス事業費

イ 生活援助訪問サービス費Ⅰ（週 1 回程度：5 回以内/月）（1 回につき） 132 単位

ロ 生活援助訪問サービス費Ⅱ（週 2 回程度：10 回以内/月）（1 回につき） 132 単位

注 1 利用者に対して、指定生活援助訪問サービス事業所（基準要綱第 12 条第 1 項に規定する指定生活援助訪問サービス事業所をいう。以下同じ。）の従事者が指定生活援助訪問サービスを 45 分間程度行った場合に算定する。ただし、1 日につき 1 回限り算定できるものとし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(一) 生活援助訪問サービス費Ⅰ 介護予防サービス計画において 1 週に 1 回程度の指定生活援助訪問サービスが必要とされた者

(二) 生活援助訪問サービス費Ⅱ 介護予防サービス計画において 1 週に 2 回程度の指定生活援助訪問サービスが必要とされた者

注 2 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護または介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活援助訪問サービス事業費は算定しない。

注 3 利用者が一の指定生活援助訪問サービス事業所において指定生活援助訪問サービスを受け、生活援助訪問サービス事業費を算定している間は、当該指定生活援助訪問サービス事業所以外の指定生活援助訪問サービス事業所が指定生活援助訪問サービスを行った場合、生活援助訪問サービス事業費は算定しない。

ハ 初回加算 100 単位

注 1 指定生活援助訪問サービス事業所において、利用者に対して、訪問事業責任者（基準要綱第 12 条第 2 項に規定する「訪問事業責任者」をいう。）が初回若しくは初回の指定生活援助訪問サービスを行った日の属する月に指定生活援助訪問サービスを行った場合又は当該指定生活援助訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定生活援助訪問サービスを行った日の属する月に指定生活援助訪問サービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1 回につき所定単位数を加算する。

2 第1号通所事業費

(1) 介護予防通所サービス事業費

| | |
|---------------------------------------|----------|
| イ 介護予防通所サービス費Ⅰ（要支援1または事業対象者）（1月につき） | 1,672 単位 |
| ロ 介護予防通所サービス費Ⅱ（要支援2・週1回程度）（1月につき） | 1,672 単位 |
| ハ 介護予防通所サービス費Ⅲ（要支援2・週1回を超える程度）（1月につき） | 3,428 単位 |

注1 利用者に対して、指定介護予防通所サービス事業所（基準要綱第48条に規定する指定介護予防通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防通所サービス（基準要綱第47条に規定する指定介護予防通所サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要支援等状態区分及び要支援2においては想定される利用回数に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数または看護職員若しくは介護職員の員数が次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、この基準の例により算定する。

(一) 指定介護予防通所サービスの月平均の利用者の数（指定介護予防通所サービス事業者が指定通所介護事業者等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ指定介護予防通所サービスの事業及び指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防通所サービスの利用者の数及び指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数の合計数）が基準要綱第50条の3の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合。

(二) 指定介護予防通所サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が基準要綱第48条に定める員数を置いていない場合。

注2 指定介護予防通所サービス事業所の従事者（基準要綱第48条に規定する介護予防通所サービス従事者をいう。）が、厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号二にて厚生労働大臣が定める地域をいう。）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（基準要綱第50条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 利用者が介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第128条に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）、介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準第186条に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）もしくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所サービス事業費は、算定しない。

注4 利用者が一の指定介護予防通所サービス事業所において指定介護予防通所サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所サービス事業所以外の指定介護予防通所サービス事業所が指定介護予防通所サービスを行った場合に、介護予防通所サービス事業費は、算定しない。

注5 指定介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

| | |
|------------------------|--------|
| (一) イを算定している場合 (1月につき) | 376 単位 |
| (二) ロを算定している場合 (1月につき) | 376 単位 |
| (三) ハを算定している場合 (1月につき) | 752 単位 |
| ニ 生活機能向上グループ活動加算 | 100 単位 |

注 1 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- (一) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防通所サービス事業所の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画(基準要綱第 51 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する通所型サービス計画をいう。以下、介護予防通所サービス事業費において同じ。)を作成していること。
- (二) 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- (三) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを 1 週につき 1 回以上行っていること。

| | |
|-------------|--------|
| ホ 運動器機能向上加算 | 225 単位 |
|-------------|--------|

注 1 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注およびチにおいて「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (一) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、又は基準要綱第 48 条第 9 項に規定する一定の実務経験を有するはり師、きゅう師(以下この注において「理学療法士等」という。)を 1 名以上配置していること。
- (二) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- (三) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- (四) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (五) 大臣基準告示第 107 号に相当する指定介護予防通所サービス事業所であること。

| | |
|-----------------|--------|
| へ 若年性認知症利用者受入加算 | 240 単位 |
|-----------------|--------|

注 1 受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ト 栄養アセスメント加算

50 単位

注 1 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (一) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。
- (二) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（この注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (三) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (四) 大臣基準告示第 108 号に相当する指定介護予防通所サービス事業所であること。

チ 栄養改善加算

200 単位

注 1 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注およびヌにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3 月以内の期間に限り 1 月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から 3 月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (一) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。
- (二) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (三) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (四) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (五) 大臣基準告示第 108 号に相当する指定介護予防通所サービス事業所であること。

リ 口腔機能向上加算

注 1 大臣基準告示第 108 号に相当するものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注およびヌにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3 月以内の期間に限り 1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から 3 月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (一) 口腔機能向上加算 (Ⅰ) 150 単位
 - (二) 口腔機能向上加算 (Ⅱ) 160 単位
- ヌ 選択的サービス複数実施加算

注 1 大臣基準告示第 109 号に相当するものとして、市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業者が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ) 480 単位
 - (二) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ) 700 単位
- ル 事業所評価加算 120 単位

注 1 大臣基準告示第 110 号に相当するものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の 1 月から 12 月までの期間（ホ若しくはチの注に掲げる基準又はリの注に掲げる大臣基準告示第 108 号に相当するものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年 12 月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する。

ヲ サービス提供体制強化加算

注 1 次に掲げる各加算における基準の全てに適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業者が利用者に対し指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、以下の区分に応じて 1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

基準 1 指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、次のいずれかに該当すること。

- ①介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること
- ②勤続 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であること

基準 2 2 (1) イからハにおける注 1 ただし書きの減算算定を行っていないこと。

- (a) イ又はロを算定している場合 (1 月につき) 88 単位
- (b) ハを算定している場合 (1 月につき) 176 単位

(二) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

基準 1 指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、次に該当すること。

- ①介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること

基準 2 2 (1) イからハにおける注 1 ただし書きの減算算定を行っていないこと。

- (a) イ又はロを算定している場合 (1 月につき) 72 単位
- (b) ハを算定している場合 (1 月につき) 144 単位

(三) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

基準 1 指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、次のいずれかに該当すること。

①介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること

②勤続 7 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上であること

基準 2 2 (1) イからハにおける注 1 ただし書きの減算算定を行っていないこと。

(a) イ又はロを算定している場合 (1 月につき) 24 単位

(b) ハを算定している場合 (1 月につき) 48 単位

ワ 生活機能向上連携加算

注 1 大臣基準告示第 15 号の 2 に相当するものとして、市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、次に掲げる (一) については 3 月に 1 回を限度として 1 月につき、次に掲げる (二) については 1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、ホを算定している場合は、(一) は算定せず、(二) は 1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。

(一) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位

(二) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位

カ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 1 大臣基準告示第 19 号の 2 に相当する指定介護予防通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(一) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20 単位

(二) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5 単位

コ 科学的介護推進体制加算

40 単位

注 1 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し指定介護予防通所サービスを行った場合は、1 月につき 40 単位を所定単位数に加算する。

(一) 利用者ごとの ADL 値 (ADL の評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症 (法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。) の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(二) 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、指定介護予防通所サービスの提供に当たって、(一) に規定する情報その他指定介護予防通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

タ 介護職員処遇改善加算

注 1 大臣基準告示第 4 号に相当する介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算 (I) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当す

る単位数

(二) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (三)により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (三)により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

レ 介護職員等特定処遇改善加算

注 1 大臣基準告示第 6 号の 2 に相当する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 12 に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数

ソ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(2) 共生型通所サービス事業費

イ 共生型通所サービス費Ⅰ (要支援 1 または事業対象者) (1 月につき)

(一) 共生型通所サービス費Ⅰ/3 1,555 単位/月

(二) 共生型通所サービス費Ⅰ/4 1,588 単位/月

(三) 共生型通所サービス費Ⅰ/5 1,505 単位/月

ロ 共生型通所サービス費Ⅱ (要支援 2・週 1 回程度) (1 月につき)

(一) 共生型通所サービス費Ⅱ/3 1,555 単位/月

(二) 共生型通所サービス費Ⅱ/4 1,588 単位/月

(三) 共生型通所サービス費Ⅱ/5 1,505 単位/月

ハ 共生型通所サービス費Ⅲ (要支援 2・週 1 回を超える程度) (1 月につき)

(一) 共生型通所サービス費Ⅲ/3 3,188 単位/月

(二) 共生型通所サービス費Ⅲ/4 3,257 単位/月

(三) 共生型通所サービス費Ⅲ/5 3,085 単位/月

注 1 イからハについては、利用者に対して、指定共生型通所サービス事業所 (基準要綱第 52 条の 2 に規定する指定共生型通所サービス事業者が指定共生型通所サービスを行う事業所をいう。以下同じ。)において、指定共生型通所サービス (基準要綱第 52 条の 2 に規定する指定共生型通所サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要支援等状態区分及び要支援 2 においては想定される利用回数に応じ、1 月につきそれぞれ所定単位数を算定する。

- (一) 共生型通所サービス費Ⅰ/3 要支援1又は事業対象者に対し、共生型通所サービスの事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業を行う事業所において共生型通所サービスを行った場合。
- (二) 共生型通所サービス費Ⅰ/4 要支援1又は事業対象者に対し、共生型通所サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。以下同じ。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者が当該事業を行う事業所において共生型通所サービスを行った場合。
- (三) 共生型通所サービス費Ⅰ/5 要支援1又は事業対象者に対し、共生型通所サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者（大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第104号。以下この注において「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第67条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第66条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所サービスを行った場合。
- (四) 共生型通所サービス費Ⅱ/3 要支援2であって、介護予防サービス計画において1週に1回程度の共生型通所サービスが必要とされた者に対し、共生型通所サービスの事業を行う指定生活介護事業者が当該事業を行う事業所において共生型通所サービスを行った場合。
- (五) 共生型通所サービス費Ⅱ/4 要支援2であって、介護予防サービス計画において1週に1回程度の共生型通所サービスが必要とされた者に対し、共生型通所サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定自立訓練（生活訓練）事業者が当該事業を行う事業所において共生型通所サービスを行った場合。
- (六) 共生型通所サービス費Ⅱ/5 要支援2であって、介護予防サービス計画において1週に1回程度の共生型通所サービスが必要とされた者に対し、共生型通所サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所において共生型通所サービスを行った場合。
- (七) 共生型通所サービス費Ⅲ/3 要支援2であって、介護予防サービス計画において1週に1回を超える程度の共生型通所サービスが必要とされた者に対し、共生型通所サービスの事業を行う指定生活介護事業者が当該事業を行う事業所において共生型通所サービスを行った場合。
- (八) 共生型通所サービス費Ⅲ/4 要支援2であって、介護予防サービス計画において1週に1回を超える程度の共生型通所サービスが必要とされた者に対し、共生型通所サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定自立訓練（生活訓練）事業者が当該事業を行う事業所において共生型通所サービスを行った場合。
- (九) 共生型通所サービス費Ⅲ/5 要支援2であって、介護予防サービス計画において1週に1回を超える程度の共生型通所サービスが必要とされた者に対し、共生型通所サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所におい

て共生型通所サービスを行った場合。

注 2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護もしくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、共生型通所サービス事業費は、算定しない。

注 3 利用者が一の指定共生型通所サービス事業所において指定共生型通所サービスを受けている間は、当該指定共生型通所サービス事業所以外の指定共生型通所サービス事業所が指定共生型通所サービスを行った場合に、共生型通所サービス事業費は、算定しない。

ニ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位

注 1 生活機能向上グループ活動サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(一) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定共生型通所サービス事業所の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（基準要綱第 52 条の 3 に規定する通所型サービス計画をいう。以下、共生型通所サービス事業費において同じ。）を作成していること。

(二) 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(三) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを 1 週につき 1 回以上行っていること。

ホ 運動器機能向上加算 225 単位

注 1 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注およびチにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(一) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、又は基準要綱第 48 条第 3 項に規定する一定の実務経験を有するはり師、きゅう師（以下この注において「理学療法士等」という。）を 1 名以上配置していること。

(二) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

(三) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

(四) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ヘ 若年性認知症利用者受入加算 240 単位

注 1 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定共生型通所サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定共生型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ト 栄養アセスメント加算 50 単位

注 1 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定共生型通所サービ

ス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (一) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (二) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（この注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (三) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (四) 大臣基準告示第108号に相当する指定共生型通所サービス事業所であること。

チ 栄養改善加算

200 単位

注1 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注およびヌにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (一) 管理栄養士を1名以上配置していること。
- (二) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (三) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (四) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

リ 口腔機能向上加算

注1 大臣基準告示第108号に相当するものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注およびヌにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (一) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 単位
- (二) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160 単位

ヌ 選択的サービス複数実施加算

注1 大臣基準告示第109号に相当するものとして、市長に届け出た指定共生型通所サービス事業者が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------------|--------|
| (一) 選択的サービス複数実施加算 (I) | 480 単位 |
| (二) 選択的サービス複数実施加算 (II) | 700 単位 |
| ル 事業所評価加算 | 120 単位 |

注1 大臣基準告示第110号(イを除く)に相当するものとして市長に届け出た指定共生型通所サービス事業所において、評価対象期間(事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間(ホ若しくはチの注に掲げる基準又はリ注に掲げる大臣基準告示第108号に相当するものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間)をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ヲ サービス提供体制強化加算

注1 次に掲げる各加算における基準の全てに適合しているものとして、市長に届け出た指定共生型通所サービス事業者が利用者に対し指定共生型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、以下の区分に応じて1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | | |
|--------------------------|--|--------|
| (一) サービス提供体制強化加算 (I) | 基準1 指定共生型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、次のいずれかに該当すること。 | |
| | ①介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること | |
| | ②勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること | |
| (a) イ又はロを算定している場合(1月につき) | | 88 単位 |
| (b) ハを算定している場合(1月につき) | | 176 単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算 (II) | 基準1 指定共生型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、次に該当すること。 | |
| | ①介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること | |
| (a) イ又はロを算定している場合(1月につき) | | 72 単位 |
| (b) ハを算定している場合(1月につき) | | 144 単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算 (III) | 基準1 指定共生型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、次のいずれかに該当すること。 | |
| | ①介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること | |
| | ②勤続7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること | |
| (a) イ又はロを算定している場合(1月につき) | | 24 単位 |
| (b) ハを算定している場合(1月につき) | | 48 単位 |

ワ 生活機能向上連携加算

注1 大臣基準告示第15号の2に相当するものとして、市長に届け出た指定共生型通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練

計画を作成した場合には、次に掲げる（一）については3月に1回を限度として1月につき、次に掲げる（二）については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、ホを算定している場合は、（一）は算定せず、（二）は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- (一) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位
- (二) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位

カ 口腔・栄養スクリーニング加算

注1 大臣基準告示第19号の2に相当する指定共生型通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

- ヨ 科学的介護推進体制加算 40 単位

注1 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定共生型通所サービス事業所が、利用者に対し指定共生型通所サービスを行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

- (一) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (二) 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、指定共生型通所サービスの提供に当たって、（一）に規定する情報その他指定共生型通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

タ 介護職員処遇改善加算

注1 大臣基準告示第4号に相当する介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共生型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定共生型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからヨまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからヨまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからヨまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （三）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （三）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

レ 介護職員等特定処遇改善加算

注1 大臣基準告示第6号の2に相当する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共生型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定共生型通所サービスを行っ

た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 12 に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数

ソ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(3) 短時間通所サービス事業費

イ 短時間通所サービス費Ⅰ（送迎有り）（1 回につき） 286 単位

ロ 短時間通所サービス費Ⅱ（送迎無し）（1 回につき） 239 単位

注 1 利用者に対して、指定短時間通所サービス事業所（基準要綱第 54 条に規定する指定短時間通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定短時間通所サービス（基準要綱第 53 条に規定する指定短時間通所サービスをいう。以下同じ。）を行い、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短時間通所サービス事業所との間の送迎を行う場合はイを、行わない場合はロを算定する。なお、利用者が要支援 1 又は事業対象者である場合は、1 月につき 5 回まで算定できるものとし、要支援 2 である場合は、1 月につき 10 回まで算定できるものとする。

注 2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護もしくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、短時間通所サービス事業費は、算定しない。

注 3 利用者が一の指定短時間通所サービス事業所において指定短時間通所サービスを受けている間は、当該指定短時間通所サービス事業所以外の指定短時間通所サービス事業所が指定短時間通所サービスを行った場合に、短時間通所サービス事業費は、算定しない。

注 4 利用者が一の指定短時間通所サービス事業所において指定短時間通所サービスを受けている間は、指定介護予防通所サービス事業所が指定介護予防通所サービスを行った場合に、短時間通所サービス事業費は、算定しない。

別表第 2 (第 3 条関係)

第 1 号介護予防支援事業支給費単位表

1 第 1 号介護予防支援事業費

(1) 介護予防ケアマネジメント A 費 (1 月につき)

イ 介護予防ケアマネジメント A

438 単位

注 1 利用者に対して介護予防ケアマネジメント(高槻市第 1 号介護予防支援事業の運営並びに第 1 号介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱(以下「介護予防ケアマネジメント基準要綱」という。))第 1 条に規定する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。)についての支援を行い、かつ、月の末日において介護予防ケアマネジメント基準要綱第 13 条の規定に基づき所定の文書を提出している地域包括支援センターについて、所定単位数を算定する。

ロ 初回加算

300 単位

注 1 地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1 月につき所定単位数を加算する。

ハ 委託連携加算

300 単位

注 1 地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。))第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。